

## 申込みに必要な書類

○取扱金融機関及び信用保証協会の所定の様式に加えて、下記の書類を取扱金融機関に提出してください。

### 【法人】

- 法人及び代表者の宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）  
※宇部市に住民登録がない法人の代表者も必要です。取得方法は、市民税課（0836-34-8197）へお問い合わせください。
- 代表者の国民健康保険料に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）  
※取得方法は保険年金課（0836-34-8289）へお問い合わせください。
- （転入による普通資金の金利の優遇を受ける場合）  
法人の履歴事項証明書等移転日及び移転前の所在地の所在期間が確認できる書類

### 【個人事業主】

- 代表者の宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）  
※取得方法は、市民税課（0836-34-8197）へお問い合わせください。
- 代表者の国民健康保険料に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）  
※取得方法は保険年金課（0836-34-8289）へお問い合わせください。
- （転入による普通資金の金利の優遇を受ける場合）住民票等転入日が確認できる書類  
住民票の除票や戸籍の附票等転入日及び転入前の居住期間が確認できる書類

○次の資金の申込みについては、上記添付書類に加え以下の書類の添付が必要です。

### 【開業資金】

- 事業計画書

新規開業、又は開業後事業実績3か月未満の場合は以下の書類の添付が必要です。

- ① 自己資金を証明する帳簿類（預金通帳、領収書等）の写し
- ② ア～ウのいずれか
  - ア 勤続証明書
  - イ 取扱金融機関店舗、商工会議所、商工会、認定連携創業支援等事業者又は山口県中小企業団体中央会が発行する推薦書
  - ウ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し

※認定特定創業支援による利率の優遇を受ける場合はウの書類が必要です。

### 【中小企業経営近代化資金】

- 先端設備等導入計画認定書の写し
- 上記の認定申請時に提出した計画書の写し

### 【中心市街地進出資金】

- 中心市街地進出資金申込概要書
- 購入する土地・建物の契約書等の写し
- 建築する建物の見積書及び図面

○その他必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。

## 宇部市事業資金融資のご案内

（令和8年4月1日改訂版）

（注意事項）

- ・ご利用にあたり次の要件をすべて満たしていることが必要です。（商店街振興資金以外、共通。）
  - ① 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること。
  - ② 信用保証協会の保証を受けられる業種であること。
- ・市が行う保証料補給は、事業者選択型経営者保証非提供制度利用に伴う上乗せ分の保証料については対象外です。

### 普通資金

融資限度額： 1,500万円      基準利率： 2.1%      保証料：市が80%を補給（※）

市外からの転入の場合は、基準利率より0.3%優遇され1.8%

### 開業資金

融資限度額： 1,500万円      基準利率： 2.1%      保証料：市が80%を補給（※）

女性による起業については、基準利率より0.1%優遇され2.0%

認定特定創業支援等事業修了者は、基準利率より0.5%優遇され1.6%

両方該当すれば  
1.5%

認定特定創業支援等事業を修了し、利率の優遇を受けるには・・・

認定連携創業支援等事業者（宇部商工会議所、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、西中国信用金庫、日本政策金融公庫）から「個別指導（支店窓口等での相談等）」「創業セミナー」「起業塾」いずれかにより1か月以上の継続的な支援を受け、宇部市から発行される証明書が融資申込時に必要となります。

申請先：宇部市産業政策課

認定特定創業支援等事業修了者には、下記の支援があります。

全国共通の支援

- ① 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減
- ② 創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用対象
- ③ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

宇部市からの支援

- ① 宇部市事業資金融資制度（開業資金）の利率優遇

（※：事業者選択型経営者保証非提供制度利用に伴う上乗せ分の保証料については対象外）

【申込み先】 山口銀行・西京銀行・西中国信用金庫・山口県信用組合の各支店

【問合せ先】 宇部市産業政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8355

区分 資金名		融 資 要 件	融 資 条 件									
			使 途	限度額	期間(据置)	利 率	保証料率	償還方法	連帯保証人	担 保	取扱金融機関	
中 小 企 業 特 別 資 金	普通資金	(1) 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること (2) 市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営んでいること(ただし、市外から転入する場合は適用除外とする) (3) 原則として、事業所得の税務申告をしていること (4) 市税及び国民健康保険料の滞納がないこと(法人が申請人である場合は、代表者個人含む) (5) 資金計画が妥当であり、かつ、融資金の返済能力があると認められること (6) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと ※1 市外からの転入の場合は、基準利率より0.3%を優遇 ただし、下記の条件を備えていること ・(2)の要件については適用除外し、市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと ・市内に居住(法人については登記)してから1年以内であり、かつ、転入前における市外での居住(法人については登記)が連続して1年以上であること	運 転 設 備	千円	15,000	年以内	年%	年%	原則として 月賦返済	原則として 法人の代表者 以外は不要	原則として 不 要	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西中国信用金庫 山口県信用組合
	開業資金	中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((2)(3)を除く。)のほか、次の条件を備えているもの (1) 新規開業者又は営業実績5年未満であること (2) 市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと (3) 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、次のいずれかを満たしていること ア 当該業種について3年以上の職歴(経験)を有していること(営業日数の半数以上従事するアルバイト、パートタイムを含む) イ 取扱金融機関店舗、商工会議所、商工会、認定連携創業支援等事業者又は山口県中小企業団体中央会から推薦を受けられること ウ 認定特定創業支援等事業を修了していること (4) 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、開業に要する資金の1/10以上の自己資金を有すること ※2 女性による起業については、基準利率より0.1%を優遇 ※3 創業支援事業計画における認定特定創業支援等事業修了者は、基準利率より0.5%を優遇(※2・※3の併用可)		15,000		運 転 設 備 10 (1)	基準利率:2.1  (※1: 1.8)	基準利率:2.1  (※2: 2.0) (※3: 1.6) (※2・※3の併用: 1.5)				
中 小 企 業 経 営 近 代 化 資 金	中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((1)~(6) ※(2)のただし書きを除く)のほか、次の条件を備えているもの (1) 先端設備等導入計画の認定を受けており、当該設備に係る資金であること	設 備	20,000	設備10 (1)	1.7	—	原則として 半年賦返済	取扱金融機関 所定の方法	不 要	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西中国信用金庫		
中 心 市 街 地 進 出 資 金	中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((1)~(6))のほか、次の条件を備えているもの ただし、市外から転入する場合は、普通資金の(2)の要件については適用除外とする。 (1) 中心市街地内に事業所を設置する事業者であること (2) 事業所の移転に必要な用地及び建物(住宅を除く。)の取得資金であること		30,000	設備12 (1)	1.7						徴 求	
商 店 街 振 興 資 金	(1) 次のいずれかに該当する中小企業団体であること ア 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に該当する法人 イ 商店街振興組合法第2条第1項に該当する法人 ウ 経済的基盤が強固であると市長が認める商工業団体 (2) 商店街団体の構成が適切であり、経済的基盤が強固であること (3) 資金計画が妥当であり、かつ、融資金の返済能力があると認められること	設 備	100,000	設備12 (2)	2.4	—	原則として 半年賦返済	取扱金融機関 所定の方法	不 要	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西中国信用金庫		

普通資金、開業資金、中小企業経営近代化資金及び中心市街地進出資金は併用可能です。  
(※4: 事業者選択型経営者保証非提供制度利用に伴う上乗せ分の保証料については対象外)

融資利率については金融情勢により、変動することがあります。